

売 買 単 価 契 約 書 (案)

長野県千曲川流域下水道事務所長 前田 英己(以下「売払人」という。)と_____ (以下「買受人」という。)は、次の条項により、千曲川流域下水道下流処理区終末処理場の工事に伴い発生した物品(以下「売却物品」という。)の売買単価契約を締結する。

(総則)

第1条 売払人、買受人両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 買受人は、この契約の履行に際して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(売却物品の名称、数量及び契約金額)

第2条 売却物品の名称、数量及び契約金額は、次のとおりとする。

名 称	予定数量	1 kg 当たり単価	うち取引に係る消費税 及び地方消費税の額
鉄くず①	6,770 kg	円×110/100	円×10/100
鉄くず②	2,010 kg	円×110/100	円×10/100
ステンレス	2,120 kg	円×110/100	円×10/100
ケーブル	10 kg	円×110/100	円×10/100
真鍮	40 kg	円×110/100	円×10/100

(引渡し期間等)

第3条 売却物品の引渡し期間及び引渡し場所は、次のとおりとする。

(1) 引渡し期間 契約締結日から30日以内とする。

(2) 引渡し場所 千曲川流域下水道下流処理区終末処理場

(契約保証金)

第4条 買受人は、契約保証金 _____ 円とし、財務規則第143条第3号の規定によりその納付は免除する。ただし、買受人がこの契約を履行しないときは、契約保証金に相当する額を違約金として売払人に納付しなければならない。

(売払物品の引き渡し及び検査)

第5条 買受人は、契約書に掲げる引渡し期間内において、売払人が用意した売却物品の全量について自らその重量を計量し、その引渡しを受けるものとする。

2 売却物品の重量の計量は、計量法(平成4年法律第51号)第16条第1項の規定により適合する質量計により買受人が行うこととする。

3 計量にあたっては、第2条の内訳の種類毎に集計すること。

4 売払人は、買受人から前項の物品引受完了報告書（様式1）の提出があったときは、その検査を行い、合格したときは引渡しを完了したものとする。

（売買代金の支払）

第6条 売払人は、前条の規定により売却物品の引渡しを行った後、支払条件に基づき、各契約単価に前条の規定により引渡した当該売却物品の数量を乗じて得た金額の合計額（その額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）の納入通知書を作成し、買受人に送付するものとする。

2 買受人は、売払人から納入通知書を受領したときは、納入通知書に記載されている納入期限までに代金を支払うものとする。

（危険負担）

第7条 規定による引渡し前に生じた売却物品の亡失又はき損による損害は、売払人の負担とする。

（権利義務の譲渡、承継）

第8条 買受人は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡、又は承継させてはならない。ただし、売払人が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

（事情変更による契約の変更）

第9条 この契約の締結後において、経済状況の変動により契約内容が著しく不相当となったときは、売払人と買受人が協議の上、契約内容を変更することができるものとする。

（契約解除）

第10条 売払人は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

(1) 買受人が、その責に帰すべき事由により、引渡し期間内に売却物品の引渡しを受けないとき又は引渡しを受けることができないと明らかに認められるとき。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する「暴力団」又は同条第6号に規定する「暴力団員」が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者（以下「暴力団等」という。）に買受人が該当する旨の通報を警察当局から売払人が受けた場合。

(3) 前各号の場合のほか、買受人がこの契約に違反したとき。

（談合その他の不正行為による解除）

第11条 売払人は、買受人がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、買受人に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命

令が確定したとき。

(2) 買受人（買受人が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は第 198 条の規定に該当し、刑が確定したとき。

（債務不履行の損害賠償）

第 12 条 買受人は、その責に帰すべき事由により、第 6 条第 2 項に規定する期限までに契約代金を支払わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、契約代金に対し年 3.0%の割合で計算した額の遅延利息を売払人に支払わなければならない。

2 買受人は、第 10 条及び前条の規定により契約が解除されたときは、契約保証金の額に相当する額を違約金として売払人に支払わなければならない。

3 売払人は、前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができるものとする。

4 買受人は、第 1 項又は第 2 項の場合において、売払人の受けた損害が同項に規定する遅延損害金又は違約金の額を超えるときは、その超える額についても売払人に支払わなければならない。

（賠償の予約）

第 13 条 買受人は、第 11 条の各号のいずれかに該当するときは、売払人が契約を解除するか否かを問わず、契約保証金の 2 倍に相当する額を賠償金として売払人の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、同条の第 1 号の場合において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売であるとき、その他売払人が特に認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、売払人に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務）

第 14 条 買受人は、当該契約に係る業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく売払人に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

（疑義の解決）

第 15 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、売払人と買受人が協議して定めるものとする。

(A) この契約の締結を証するため、契約書 2 通を作成し、発注者と請負者が両者記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

(B) この契約の締結を証するため、契約内容を記録した電磁的記録を作成し、発注者と請負者が合意の後電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管するものとする。

[注] (A) は紙の契約書を作成する場合、(B) は電子契約を行う場合に使用する。

令和8年4月 日

売払人 長野市真島町川合 1060-1

長野県千曲川流域下水道事務所

所 長 前 田 英 己 印

買受人